

東日本大震災 関連情報

今回の東日本大震災により、被災された市民の皆様
に心よりお見舞い申し上げます。

また、このような状況下にもかかわらず、復旧作業
などにご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

今月号では、増ページで震災に関連しての生活情報
をお知らせいたします。



り災証明

り災証明書の交付

生活安全課

東日本大震災で被害にあわ
れた市民の皆様からの「り災
証明」の交付申請を受付いた
します。

「り災証明」とは、災害に
より住家などが破損した場
合、その程度を証明するもの
で、税の減免・保険などの支
払いを受けるために、ご自分
の住家などの被害を公的に証
明するものです。

り災証明の申請をされる
と、市による審査後、り災証
明書が交付されます。

■申請先／総合窓口課(岩瀬・
大和・真壁庁舎)

■必要書類／被災箇所がわか
る写真(全体と細部)および
位置図

被災状況写真

・被災家屋の全景・正面・側
面・背面が必要です。(被
災建物の識別が区別できる
ようにお願いいたします。)

・被災箇所ごとに、1枚以上
(屋根、外壁、内壁、設備など)

・建物平面図に被災箇所の説
明を記入

例／屋根瓦の破損・外壁の
はく離・亀裂・基礎の破
損など

■問合先／生活安全課
(☎ 58-5111・751
3111代表)

り災証明書の交付(中小 企業の皆様)

商工観光課

東日本大震災により桜川市
内の主要な事業用資産に被害
を受けた中小企業の皆様など
に対し、「東北地方太平洋沖
地震特別対策融資制度」にと
もなう、り災証明書を交付い
たします。

■対象となる中小企業者／同
震災により、市内にある中小
企業の皆様などが次のような
直接被害を受け、再建のため
に融資などを利用する方
・主要な事業用資産／使用不
可の設備、機械など

■受付・交付場所／商工観光
課(真壁庁舎) 8時30分～17
時15分

■必要書類

・東北地方太平洋沖地震り災
証明書交付申請書
・被害状況が分かる写真(全
体と細部)・被災箇所が分

商工会各事務所で実施しております。

※総合窓口課で交付する、り災証明（被災建物）と商工観光課で交付する、り災証明書（建物以外）の添付が必要な場合があります。

■問合先／桜川市商工会（☎029617611800代表）、商工観光課（☎58151117513111代表）

雇用保険失業給付の特例措置および雇用調整助成金

ハローワーク筑西

雇用保険失業給付の特例措置

東日本大震災により、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けない状態にあり、実際に離職していないことも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができません。

失業給付は、雇用保険にか月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

■留意事項／働いている事業所がハローワークに「休業証

明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。

来庁される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。

雇用調整助成金

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災の被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することが可能です。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

■問合先／ハローワーク筑西（☎029612212188）

福祉

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課

東日本大震災により、住宅、家財などに著しい損害を受けたとき、保険料（料）を納めることが困難な方につきましては、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

保険料（料）の減免をうける場合は、申請が必要となりますので、お問い合わせください。

※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。減免の対象となるのは、申請日以降に到来する納期限のものです。

■問合先／国保年金課（☎58151117513111代表）

介護保険料などの減免

介護長寿課

東日本大震災により、お住まいの住宅・家財などが著しい損害を受けた場合に、その被害状況に応じた割合で介護保険料や介護サービスの自己負担額の減免が受けられます。

介護保険料の減免

世帯における前年中の合計所得金額が200万円以下で、居住する家屋などが著しい損害を受けた方が対象となります。

減免の決定時期につきましては、保険料年額を算定する7月以降になりますが、り災状況を審査し、決定された方につきましては決定の通知を送付するとともに、減免額につきましては、8月以降の納期の額で調整いたします。

なお、普通徴収（納付書納付）の方は、4月・6月の納付書が送付されますが、そのまま納付していただきますようお願いいたします。

介護サービス費の自己負担減免

介護サービスを利用していただく方で、居住する家屋などが著しい損害を受けた方が対象となります。

減免の決定時期につきましては、申請後、り災状況を審査後に決定いたします。決定された方には減免割合と期間を記載した認定書を発行いたします。

■申請方法
減免申請書に次の書類を添

付し、介護長寿課（岩瀬庁舎）へ申請してください。

・り災証明書（写しでも可）
・り災状況の写真（写しでも可）

■問合先／介護長寿課（☎58151117513111代表）

医療機関・介護事業所の窓口負担について

国保年金課・介護長寿課

被保険者証なしで利用できます

被災地の住民であった方は、氏名・生年月日などを申し出るだけで医療機関の受診や、介護事業サービスの利用が可能です。

・公費負担医療（※）も、手帳などの提示なしに受診できます。

（※）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業など

窓口負担の支払いは猶予または免除されます

次の方は、一部負担金などの窓口負担を医療機関や介護事業所で支払う必要はありません。

〔災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、次の申し立てを行った方（※地震発生後、被災地域からほかの市町村に転出された方も対象となります。）〕

・住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

・主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方

・主たる生計維持者が行方不明である方

・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

・福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第1原発から半径30キロ圏内）

また、該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免または徴収の猶予が行われます。

医療機関では、申し立てをした方の氏名・生年月日、事業所名・住所、加入している医療保険、連絡先などを聞き

取ってカルテに記録していたら十分です。り災証明書などを求める必要はありません。

■問合先／厚生労働省保険局総務課（☎031359512550）

生活福祉資金（福祉資金「緊急小口資金」）の特例貸付

桜川市社会福祉協議会

東日本大震災により、一時的に生活にお困りの方に、10万円を限度に資金の貸付をいたします。

この制度は貸付制度ですので返済義務があります。給付ではありません。審査がありますので、誰でも借りられるわけではありません。

他法・他制度が優先となりますので、ほかの公的な制度を利用できない方および民間金融機関などで融資を受けられない方が対象となります。

■貸付の対象とならない経費
・屋根瓦・門・塀・墓などの補修経費

・被災したことにより家電製品を購入する場合、被災前

税

市税の徴収猶予

収税課

東日本大震災により被害状況が特に甚大であるなどの理由により、今年度の市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）が通常の納期限あるいは納付額で納めることができないう場合は、納税者または特別徴収義務者に対して徴収を猶予する制度があります。

徴収猶予の申請をする場合は、納税者または特別徴収義務者が『災害を受けた場合において、市税を一時に納付または納入することができません。』と認められる場合に限り、その範囲は、平成23年度課

税分とし、承認を受けた金額を限度として1年以内の期限に限り、徴収猶予を受ける際には担保を徴収する場合がありません。

■問合せ・申請先／収税課（☎58151117513111代表）

市税の申告・納付などの期限の延長

税務課

東日本大震災が発生した3月11日（金）以後に、申告や納付などの期限が到来するものにつきましては、その期限が自動的に延長されることとなりました。

固定資産税（第1期）・軽自動車税の納期は、「平成23年6月7日（予定）」となります。固定資産税（第2・4期）やその他の市税については、納期の変更はありません。

■問合先／税務課（☎58151117513111代表）

固定資産税の減免

税務課

東日本大震災により課税対

象の固定資産が被害を受けた場合に、その被害状況に応じた割合で固定資産税を減免いたします。

該当する方は、減免申請書に必要な書類を添付の上、税務課（大和庁舎）または総合窓口課（岩瀬・真壁庁舎）まで申請してください。

減免の対象

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産のうち、次のいずれかの条件に該当するものが対象となります。なお、塀・門扉などで課税対象外の構築物については、減免の対象なりませんのでご注意ください。

・評価額の20%以上の被害を受けた家屋
・面積の20%以上の被害を受けた土地
・課税償却資産全体の価格の20%以上の被害を受けたもの

注意事項

家屋の被害の査定については、実際の修理費などではありません。

なお、震災の被害の中で多くを占めている次のようなケースでは、一般的に損害割合が20%に満たず、減免の対

象となりません。

・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数か所のひびが入り、内装の一部が損傷した場合
・屋根瓦がすべて落ちたが、ほかに大きな損傷がない場合

■申請期限の延長／固定資産税納税通知書に同封した減免のお知らせにおいて、減免の申請期限は「平成23年5月2日」と記載されておりですが、第1期納期限の延長と合わせて、減免の申請期限を「平成23年5月31日」に変更いたします。

■問合せ／税務課 資産税係（☎58-5111-75-3111代表）

道路・施設

県道深沢岩瀬線が全面通行止め

建設課

東日本大震災により、3月末日現在、県道深沢岩瀬線(桜川市門毛地内)が全面通行止めとなっております。

復旧は、5月末頃を予定しております。

■問合せ／建設課（☎58-

5111-75-3111代表）

平沢林道の通行止め

商工観光課

東日本大震災による道路の一部損壊、およびヤマザクラ見学車両の交通渋滞による事故・トラブルなどの防止のため、平沢林道(桜川市平沢地内)は4月2日(土)より4月24日(日)まで通行止めいたします。

■問合せ／商工観光課（☎58-5111-75-3111、内線3151）

上野沼やすらぎの里キャンプ場および筑波高原キャンプ場の臨時休業

商工観光課

東日本大震災により、上野沼やすらぎの里キャンプ場および筑波高原キャンプ場の設備などに影響が出たため、当分の間、休業いたします。

■問合せ／商工観光課（☎58-5111-75-3111、内線3151）

体育施設の利用

スポーツ振興課

東日本大震災により、岩瀬総合体育館・大和体育館・真壁体育館とも損傷を受け現在休館中です。

修理が済み次第の開放となりますが、節電に配慮し、計画停電中は夜間の使用は禁止といたします。また、各運動場・小中学校の体育施設の開放についても同様といたします。

なお、再開につきましては、市ホームページ、広報紙などでお知らせいたします。また平成22年度使用許可団体には代表者に通知いたします。

■問合せ／スポーツ振興課（☎58-5111-75-3111）

節電にご協力ください

茨城県環境政策課

県としても一層の節電に取り組んでまいります。県民の皆様におかれましても積極的な節電にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■問合せ／茨城県生活環境部環境政策課（☎029-30112939）

健康・福祉

妊婦一般健康診査項目の一部変更

健康推進課

平成23年4月1日より、妊婦一般健康診査の検査項目が一部追加になります。市内に住所がある妊婦の方が対象です。

■対象者と追加検査項目の内容
①第1回受診票に「H T L V-1抗体検査」が追加されます。平成23年4月1日以降に妊娠届出をされる方から対象になります。

②第8回受診票に「クラミジア核酸同定検査」が追加されます。平成23年4月1日以降第8回目(妊娠30週)を使用する方が対象になります。

※公費負担には上限額があり、上限額を超えた額は自己負担になります。全額無料ではありません。

※すでに交付されている受診票は継続して使用できます。新たに交換はいたしません。

■問合せ／健康推進課（☎58-5111-75-3111、内線2353）

国保・医療・介護なんでも電話相談室(無料)

茨城県社会保険推進協議会

■相談内容／医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減策など。

■日時／5月14日(土) 9時30分～12時30分

■受付電話番号／029-22810600、029-22810602
■回答者／ケアマネジャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ
■問合せ／茨城県社会保険推進協議会（☎029-82317930）

お知らせ

アナログ放送終了まであと4か月を切りました

総務省

アナログ放送は、7月24日(日)正午から、ブルーバックの「お知らせ画面」に移行し、24時までにはすべての放送が終了(完全停波)いたします。それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するため

文化生涯学習課

五・七・五のリズムと日本の四季から育まれた豊かな季節語を覚え、日本語の美しいことば遊びを楽しみます。(親子で参加も可)

■開講期間／5月～平成24年2月(月1回土曜日、8月は休み、全9回)
第1回目は5月28日(土)

■時間／10時～11時30分

■場所／紫尾子育てクラブ室(桜川市真壁町椎尾1687紫尾小学校内)

■講師／飯山昭先生(茨城県俳句作家協会副会長、真壁茂山俳句会会長)

■募集人数／小学生(1年生～6年生)10人

■参加費／無料(ただし、おやつ代をいただく場合があります。)

■申込期限／5月7日(土)(お電話でお申し込みください。)

■問合せ・申込先／紫尾子育てクラブ 吉原まで(☎029615412566、15時～18時)

5月の市民健康講座

健康推進課

対象作物	交付単価
小麦	35,000円/10a
大豆	35,000円/10a
飼料作物	
米粉用米	80,000円/10a
飼料用米	80,000円/10a
WCS用米	80,000円/10a
そば	20,000円/10a
なたね	20,000円/10a
加工用米	

水田活用の所得補償交付金

戦略作物助成(左表)

・面積払(営農継続支払)交付単価20,000円/10a(畑作物共通)
・品質加算 小麦、大豆、そば、なたねについては、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

品 種	単 価
小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg
てん菜	6,410円/t
てん粉原料用ばれいしよ	11,410円/t
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

で生産(耕作)する販売農家・集落営農

■交付内容

畑作物の所得補償交付金

・数量払(平均交付単価・左表)

・耕畜連携助成 13,000円/10a

・産地資金 地域の実情に即して、水田における麦・大豆などの戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組などを支援します。

米の所得補償交付金/15,000円/10a

米価変動補てん交付金/「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を補てんします。

各種加算措置
・規模拡大加算 20,000円/10a
・再生利用加算 平地20,000円/10a、条件不利地30,000円/10a

・集落営農の法人化支援定額400,000円

・緑肥輪作加算 10,000円/10a

■申請受付期間／4月～6月

■問合せ／関東農政局茨城農政事務所 農政推進課(☎029122112188)

募集

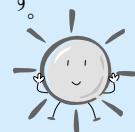
土曜日子ども俳句教室

参加者募集

公民館から

「読み聞かせ」のお知らせ

■内容／紙しばい・絵本を中心にした読み聞かせです。



岩瀬中央公民館	大和中央公民館	真壁中央公民館
おはなしの小箱	おはなしの広場	おはなしぶんこ
朗読の会：虹	ひばりの会	読み聞かせの会：たんぼぼ
4月23日(土) 14時～15時	4月23日(土) 14時～15時30分	4月23日(土) 11時～11時30分
紙芝居：かめのえんそく へっこきよめ 絵本：くまさんのケーキ ぼくがあかちゃんだったとき ちゃぐりんタイム： つくってあそぼう	紙芝居：ひもかとおもったら うらしまたろう 絵本：けんか山 その他：みんなであ・そ・ぼ！	紙芝居：ある島のきつね 絵本：おしくら・まんじゅう いま、なんさい？ おまるでうんち その他：手遊び
場所／岩瀬中央児童館	場所／1階 和室	場所／真壁庁舎1階 会議室
問合先／岩瀬中央公民館 ☎ 0296 - 75 - 0344	問合先／大和中央公民館 ☎ 0296 - 58 - 7117	問合先／文化生涯学習課公民館係 ☎ 0296 - 55 - 1111
※幼児については保護者同伴、お子様の送迎は必ずご家族の方をお願いいたします。		

発行 / 桜川市 編集 / 市長公室秘書広報課
〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

5月の市営水道 漏水修理当番表



■問合先／水道課 ☎58-5111・75-1311、内線3262
※給水装置の新設・増設・改造の工事は、市指定工事業者にお
願いしてください。

月・日・曜	岩瀬地区工事店	真壁地区工事店	大和地区工事店
5月1日(日)	(有) 大橋工業 ☎ 0296-75-0670	つかはら設備工業 ☎ 0296-55-4907	(有) 猪野設備 ☎ 0296-58-5461
3日(火)	(有) 奥村工業 ☎ 0296-75-2449		
4日(水)	(有) 雨谷工業 ☎ 0296-75-5501		
5日(木)	(株) マルニ工業 ☎ 0296-75-1848	(有) マカベ設備 ☎ 0296-55-1026	成田井戸工業 ☎ 0296-58-5102
7日(土)	深谷ポンプ工業 ☎ 0296-75-5441		
8日(日)	(有) 藤田管工 ☎ 0296-75-0324		
14日(土)	(有) 雨谷工業 ☎ 0296-75-5501	明真設備 ☎ 0296-23-8038	(有) 深谷設備 ☎ 0296-58-5697
15日(日)	(株) マルニ工業 ☎ 0296-75-1848		
21日(土)	(有) 大橋工業 ☎ 0296-75-0670	(有) 稲見工業 ☎ 0296-54-1004	(有) 古橋商店 ☎ 0296-58-5222
22日(日)	(株) 岩瀬双葉 ☎ 0296-76-1561		
28日(土)	(有) 藤田管工 ☎ 0296-75-0324	稲見設備工業 ☎ 0296-55-2199	鈴木屋 ☎ 0296-58-5020
29日(日)	(株) 信山電機 ☎ 0296-75-3427		

TEL:0296-58-5111・55-1111・75-3111
FAX:0296-58-5115

ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>
Eメール info@city.sakuragawa.lg.jp

消防出動件数

3月発生件数

【火災・消火】 11件 (30件)
【救急・救助】 175件 (477件)

()内は1月1日からの累計

桜川消防署

交通事故件数

3月発生件数

【件数】 8件 (25件)
【死亡】 0件 (0件)
【負傷者】 10件 (33件)

()内は1月1日からの累計

桜川警察署

人口と世帯

4月1日現在

【男】 23,277人 (-62)
【女】 23,784人 (-86)
【計】 47,061人 (-148)
【世帯】 14,903世帯 (-6)

()は対前月増減